

平成 27 年度 第 1 回とよなか都市創造研究所運営委員会

議事次第

日時：平成 27 年（2015 年）7 月 7 日（火）

午前 10 時～

場所：生活情報センターくらしかん 3 階 会議室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 案件

- 1) 委員長及び副委員長の選出について
- 2) 平成 26 年度（2014 年度）事業報告について
- 3) 平成 27 年度（2015 年度）調査研究について
- 4) 平成 27 年度（2015 年度）機関誌について
- 5) その他

4. 閉会

(資料)

- 【資料 1】 とよなか都市創造研究所運営委員会規則・委員名簿
- 【資料 2】 とよなか都市創造研究所運営委員会の公開について
- 【資料 3】 平成 26 年度（2014 年度）事業報告について
- 【資料 4】 平成 27 年度（2015 年度）調査研究について
- 【資料 5】 機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 vol.19」について

とよなか都市創造研究所運営委員会規則・委員名簿

○豊中都市創造研究所運営委員会規則

公布 平成24.9.28 規則119

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、とよなか都市創造研究所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、都市政策に関する調査及び研究計画の策定等について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 市長が特に必要と認める者

3 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画部とよなか都市創造研究所において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員である者（市の職員のうちから任命された者を除く。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条第2項及び第3項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 この規則の施行の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則に基づき定められたとよなか都市創造研究所運営委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。

4 委員長及び副委員長に事故がある場合その他委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

○委員名簿

区 分	フリガナ 氏 名	役職等
学識経験者	アカオ カツミ 赤尾 勝己	関西大学文学部 教授
学識経験者	コエヅカ ヒロシ 肥塚 浩	立命館大学経営学部 教授
学識経験者	スナハラ ヨウスケ 砂原 庸介	大阪大学大学院法学研究科 准教授
市民	イズミ ショウ 泉 翔	市民（豊中市在住）
市民	ナガハマ リュウイチロウ 長濱 龍一郎	市民（豊中市在住）

○審議会等の会議の公開の実施に関する要領

(平成13年10月 1日 施行)

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があつた場合又は社会情勢に変化等があつた場合は、適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前ま

で、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

- 1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録（様式第2号）を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 公開の可否
 - (4) 公開した場合は、傍聴者数
 - (5) 公開しなかった場合（会議の一部について公開しなかった場合を含む。）は、その理由
 - (6) 出席者
 - (7) 議題
 - (8) 審議等の概要（主な発言要旨）
 - (9) 事務局
- 2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料（その一部を非公開で行った会議にあつてはその部分に係る会議資料）については、この限りでない。
- 3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年6月1日策定）によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

○とよなか都市創造研究所運営委員会の会議傍聴要領

実施 平成23年 7月1日

改正 平成24年10月1日

1 目的

この要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴定員

会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

3 傍聴手続き

- (1) 傍聴者は、受付で所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行うものとする。ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号の定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となる行為をしないこと。

6 撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

会長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこの要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わないときは当該傍聴者を退場させることができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成24年10月1日から実施する。

2 この要領の実施の際、現にとよなか都市創造研究所設置規則（平成19年豊中市規則第4号）に基づき設置されたとよなか都市創造研究所運営委員会の会議（平成23年6月10日平成23年度第1回会議）での審議を受けて実施したこの要領は、とよなか都市創造研究所運営委員会規則（以下この項「規則」という。）附則第2項及び第3項の規定に基づき、規則施行の日に規則第8条の規定により委員長が定めたものとみなす。

平成 26 年度（2014 年度）事業報告について

I. 調査研究

- 1) 基幹研究 「少子高齢社会における人口の変化と市政への影響に関する調査研究(Ⅲ)
－将来人口推計の精度向上および人口の変化に対応するための施策展開の検討－」
- 2) 基礎研究 「豊中市の財政構造に関する調査研究」
- 3) 基礎研究 「豊中市・沖縄市の都市間交流の新たな展開に関する調査・研究」

II. データバンク

○資料の収集

種類	冊数
市政資料	172 冊
書籍	28 冊
雑誌	99 冊
シンクタンク刊行物	80 冊
計	379 冊

III. 普及啓発

- 1) 機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 Vol.18」の発行
【特集テーマ】 都市の更新とこれからのまちなか政策
【トピックス】 豊中に住むということ
- 2) 調査研究報告書の発行 ⇒ I. 調査研究を参照
- 3) 調査研究報告会の実施
【日時】 平成 27 年（2015 年）5 月 29 日（金） 午後 2 時 30 分～午後 5 時
【場所】 くらしかん 3 階 体験学習室
【内容】 平成 26 年度調査研究（3 テーマ）の報告会

IV. 人材育成

○大学インターンシップ生の受入れ 1 名

V. とよなか都市創造運営委員会

- 開催 第1回 : 平成26年(2014年) 6月19日(木)
第2回 : 平成26年(2014年) 11月21日(金)
第3回 : 平成27年(2015年) 2月24日(火)
- 委員 6 名

総合計画等の見直しにかかる基礎調査

1. 調査研究の目的

平成 29 年度を目途に、豊中市総合計画および都市計画マスタープランの策定を予定している。

今回の調査研究は、近年の社会情勢や住環境等の変化を踏まえながら、市内の現状および特性の把握、課題抽出のための基礎データを収集・分析し、今後の両計画の見直しや政策形成に寄与することを目的に実施するものである。

2. 調査研究の内容

(1) 概要

- 1) 総合計画と都市計画マスタープラン策定のための市民意識調査
→ まちづくりに関するアンケート調査の実施・分析
- 2) 総合計画と都市計画マスタープラン策定のための地区カルテ調査
→ 小学校区を基礎単位とした各地区情報の集約・分析

(2) 総合計画と都市計画マスタープラン策定のための市民意識調査

- 1) 現総合計画の基本構想、都市計画マスタープラン策定時の調査（平成 8 年度「豊中市まちづくりのための市民意識調査」、平成 20 年度「都市計画マスタープラン見直しに向けた市民意識調査」）を参考に、豊中市内に居住する市民を対象にしたアンケートを実施し、政策の方向性や施策の立案の一助とする。
- 2) 世代や地域等での比較分析も踏まえつつ、市民が市の状況や市政についてどのように感じているのかを確認する。
- 3) 過去の調査結果との比較を行い、経年変化を分析する。
- 4) 調査の計画・実施にあたっては、関係部局との意見調整を図る。

調査概要

対象：豊中市内に居住する 18 歳以上の市民 8,000 人

方法：郵送調査

- 視点：①居住実態・居留意向（市内居住年数、居住地選択の際に重視した条件、住宅の満足度、定住希望理由、転出・転居希望理由、等）
- ②まちづくりの満足度と今後の重要度
 - ③日常生活（家庭生活、職業生活、等）
 - ④まちづくりのすすめ方やかわり方（まちづくりへの参加経験、豊中市の将来の姿、等）
 - ⑤現在の豊中市の印象（豊中市の顔となる地域、等）

(3) 総合計画と都市計画マスタープラン策定のための地区カルテ調査

- 1) 現総合計画の基本構想、都市計画マスタープラン策定時に作成された「豊中市地区カルテ調査報告書」（平成 9 年度）を参考に、市内各地区がおかれている状況を定量的・客観的に把握するための地区カルテを作成する。

- 2) 豊中市の人口・施設・土地利用等に関するデータを加工し地図上に表示する、GIS データベースを構築する。

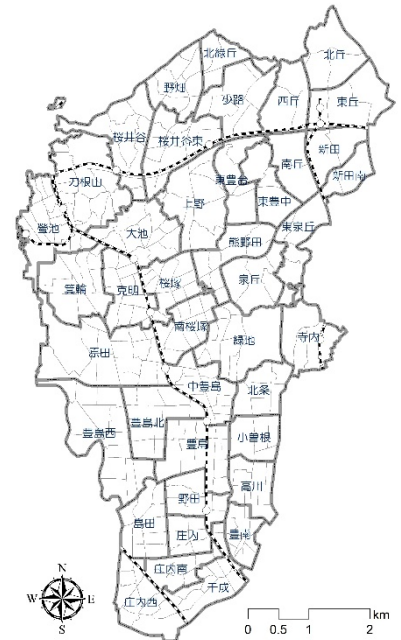
データベースへの登録が想定されるデータ項目

分野	項目
人口	住民基本台帳人口、世帯、人口動態、将来推計人口、等
都市機能	医療施設、高齢者施設、障害者施設、教育文化施設、商業施設、交通、等
土地・建物	土地利用、建物用途、住宅、公示価格、等
産業	事業所数、従業員数、製品出荷額、売上高、等
その他	防災、地域自治、パーソントリップ、等

- 3) 分析の単位となる地区区分は概ね小学校区（41 区域）を基礎とし、都市計画マスタープラン 7 区分や地域メッシュ等も併用する。
- 4) 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」の手法を適宜活用した分析を行う。

※国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」

各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組みを支援する参考図書として、平成 26 年（2014 年）8 月に策定。まちの現況評価や、現状のまま推移した場合の将来像を客観的かつ定量的に分析するための、都市構造の評価手法をとりまとめている。主な評価指標としては、「日常生活サービスの徒歩圏充足率」や「保育所の徒歩圏 0～5 歳人口カバー率」、「高齢者福祉施設の 1 km 圏域高齢人口カバー率」等がある。



- 5) GIS データベースの活用により視覚的に表示された地図情報と、それを補足する各種統計・政策情報を集約し、地区カルテ冊子を作成する。
- 6) 調査の計画・実施にあたっては、関係部局との意見調整を図る。

3. スケジュール

	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査計画の作成、検討 調査票の作成、検討 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の実施 結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査報告書の発行 	
地区カルテ調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査計画の作成、検討 カルテ項目の検討 	<ul style="list-style-type: none"> データベースの構築 結果の分析 統計情報等の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 地区カルテ冊子の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 研究報告書の発行

豊中市の財政構造に関する調査研究（Ⅱ）

(1) 調査研究の目的

高度成長期に数多くの公共施設・インフラ(以下、「公共施設等」)が全国各地で整備されたが、それから 50 年近くの年月が経過し、その多くは耐用年数を迎え、老朽化が進み、公共施設等の安全確保に向けた取り組みが急務とされており、各自治体においてもその適切な維持管理や更新が求められる。その一方で、少子高齢化の進行により、税収入の減少・低迷と福祉関連の支出の増加が懸念されており、公共施設等の維持管理費や更新費を十分に確保することは困難な状況になってくると予想される。

このような社会構造の変化や近年の自治体の厳しい財政状況を勘案すると、公共施設等の配置や総量の適正化、用途のあり方の見直しを行う必要があると考えられる。

本研究では、昨年度の研究では行わなかった土木インフラの更新費用の推計と公共施設の運用状況等についての分析を行い、将来の公共施設の統廃合に資するための調査を行う。

本研究では、豊中市の財政構造に係る担当者連絡会議を設け、前述の試算に関する議論の場を設け、豊中市の財政構造に関する情報の共有をする。

(2) 豊中市の財政構造に関する調査研究（Ⅰ）のまとめ

- ・ 財政は健全化している。
- ・ 市町村民税は楽観シナリオでもそれほど上昇しない。
- ・ 社会福祉関係費の伸びは税収の伸びよりも大きい。
- ・ 現在の公共施設に対する投資的経費では全施設を更新・改修するのは不可能。
- ・ 現在発行している地方債（臨時財政特例債、退職債のぞく）よりも高い水準になる見込み。
- ・ 公共施設等総合管理計画によるマネジメントが求められる。

(3) 積み残された課題

- ・ 施設の運用状況はどうなっているのか。
- ・ 土木インフラの更新費用はどれくらいになるのか。

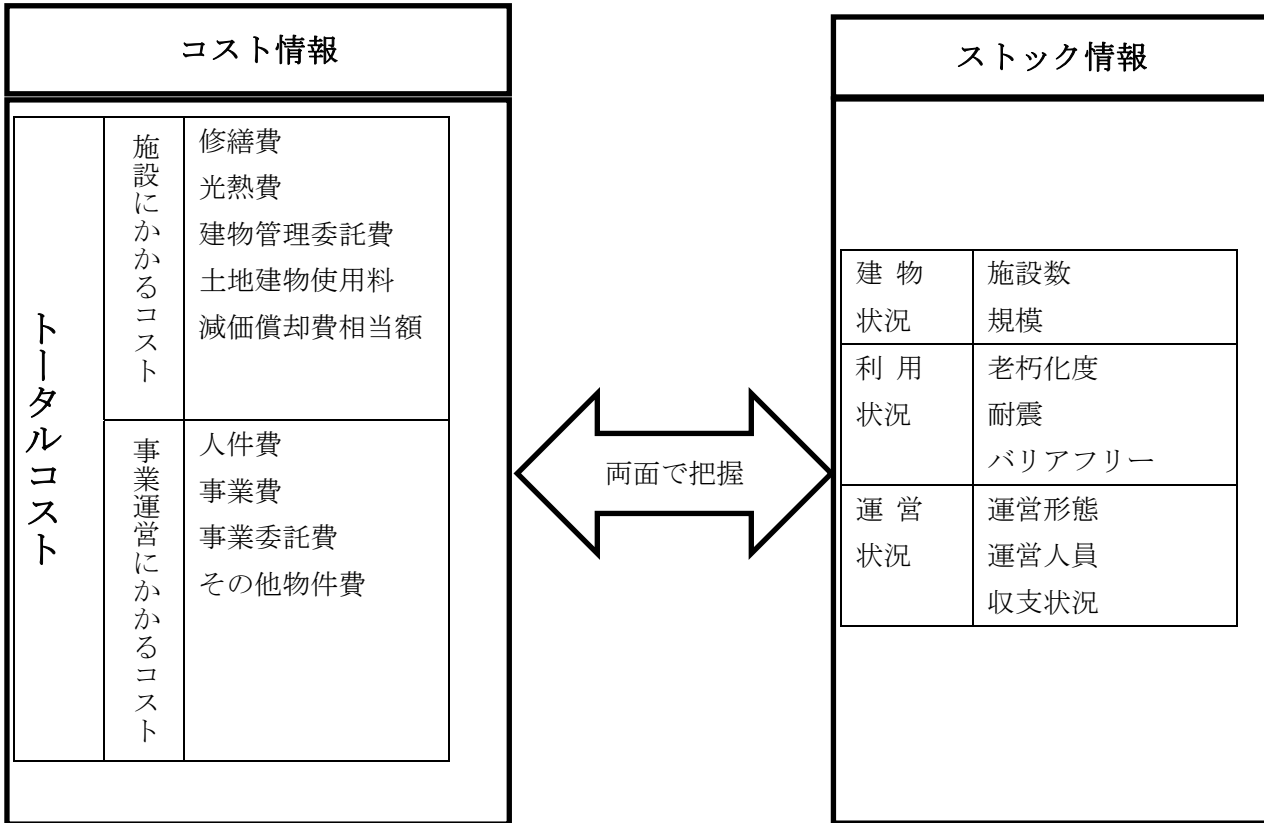
(4) 公共施設の運営のありかたの検討（量と質の面から）

- ・ 使われていない施設、利用率が低い施設の現状や課題を分析し、真に必要な施設を精査。
- ・ 将来的な需要予測に基づく公共施設の量の分析。
- ・ 中長期の財政の見通しに立った公共施設の量の分析。
- ・ 公共施設の老朽化への対応の分析。
- ・ 住民の負担の適正化の検討。

(5) 土木インフラの分析

更新費用については財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書—公共施設及びインフラ試算の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究—」を参考に算定する

(4) の用途別実態把握の考え方



(5) の更新費用単価の設定

1年間の道路更新費用=全整備面積 (㎡) ÷ 15年 × 更新単価 (4.7千円/㎡)

1年間の橋りょうの更新費用=全整備面積 (㎡) ÷ 40年 × 更新単価 (448千円/㎡)

1年間の下水道管の更新費用=管径別の延長 (m) ÷ 50年 × 更新単価 (124千円/㎡)

1年間の上水道管の更新費用=管径別の延長 (m) ÷ 40年 × 更新単価 (円/㎡)

※上水道間については配水管の管径の太さによって単価が変わるため、個別に設定

(6) スケジュール

4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容・方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等のデータ入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の更新にかかる費用の算出 ・ 庁内検討会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究報告書作成・発行

機関誌「TOYONAKA ビジョン 22 vol. 19」について

I. 機関誌 TOYONAKA ビジョン 22 の目的

都市政策に関するデータや情報について、TOYONAKA ビジョン 22 を通じて発信、提供することにより、都市に関する問題や市の抱える様々な課題などについて、市民や職員の認識を深め、市行政の運営や調査研究活動に対する理解と協力を啓発することを目的とする。

II. 平成 27 年度機関誌の企画

1) 編集アドバイザー（監修） 立命館大学経営学部教授 肥塚 浩さん

2) 特集・トピックスの内容

特集	これからの産官学の連携
特集の背景	<p>イノベーションという言葉は、日本では「技術革新」と訳されてきたが、本来の意味は「新しいアイデアから社会的意義のある新しい価値を創造すること」、そして「新しい価値を創造することで社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革をもたらすこと」を意味する。つまり、イノベーションとはそもそも技術だけの話ではなく、物事の新機軸を創造する概念のことである。</p> <p>よって、地域イノベーションをとらえる際も、単に地域に新しい施設を建てることや理系の技術的視点にとどまるのではなく、地域に新しい価値を付与するソフト面・文系的視点が必要となる。これまでの産官学の連携においては、理系の連携が圧倒的に多く、文系的なソフト面での連携はまだまだ少ない。</p> <p>しかし、地域イノベーションを起こすのに文系分野が果たす役割は大きく、またそのニーズも高くなっている。ハード面だけでなくソフト面から地域の魅力をどう形成し、どう伝えていくかという文系的視点は、現代のような情緒や感性に基づいた経験的価値が重視される社会においては、地域を活性化するうえで重要なアプローチになってきている。</p> <p>地域イノベーションを創出するには、変化をもたらしたいと考え、行動に移すことができる自発的・能動的なアクターを巻き込むことが必要であり、さらにイノベーションを共進化させるために、アクター同士につながりを持たせ、信頼関係を築くことが求められ、これからの地域連携にはこういった役割を果たす地域に根ざした行政と大学との連携がより重要なものとなってくるため、有識者の先生方に上記の点について論じていただく。</p>

特 集 の 各 テ ー マ	<p>①これからの産官学の連携（総論）</p> <p>近年、文系産学連携が進んでいる。その取り組み内容は、まちづくりや商店街活性化、企業連携などの地域振興に関わる分野での事業実施であり、その成果とは人材の育成やコミュニティの再生である。大学がコーディネーターとして先導し、共に考え、共創していく文系産学連携のなかで連携先や学生に学習効果をもたらすことが期待されている。それでは実際に文系産学連携によってどのような効果があったのか具体例を交えながら、学識経験者に論じていただく。</p>
	<p>②まち・ひと・しごと創生法で求められる産官学の連携</p> <p>まち・ひと・しごと創生法においては、大学は地域の人材のプールと育成の機能が求められ、産業界は地域における安定的な雇用の創出が求められ、行政は時代にあった地域づくりが求められている。創生法では様々な視点からのまちづくりが求められているが、それぞれが単独で事業を行うよりも三者が連携して実施するほうが相乗効果は得られやすい。まち・ひと・しごと創生法で求められる産官学の連携とはどのようなものなのか、学識経験者に論じていただく。</p>
	<p>③地域人材の育成と産官学の連携</p> <p>全国的に商店街（地域商業）の個店力が弱まっているが、成功しているところもある。成功している商店街では、地域社会と連携し、商店街での結束力が強く、商店街の外に対しても開かれたネットワークを持っている。そして活動を通じて個店力を磨いていった。その道筋をつけたのが産官学の連携である。産官学がどのようにして地域人材を育てていったのか、学識経験者に論じていただく。</p>
	<p>④地域振興における産官学と金融機関の役割</p> <p>産官学の連携によって、産業を軸に地域の長期ビジョンの設定やコンセプト・メーカー、それに伴う組織やネットワークの形成が期待できるが、それをさらに後押しするためには事業者の経営を支える仕組みも重要であり、産官学に金融が加わることが期待されている。大学発ベンチャーや地域の企業に対して産官学連携向けの融資枠を設けている金融機関の担当者（学識経験者）に、これから求められる支援の枠組みについて論じていただく。</p>
	<p>⑤事業者（あるいは行政）からみた産官学の連携</p> <p>近年、多くの大学が産官学連携に乗り出し、その活動を紹介する論文等がある。その内容を見ると、「教育」に焦点をあてたものが多く、実際にその支援を受けた側がどのようなメリットがあったのか見えてこないことがある。そのため、産官学の枠組みで支援を受けた企業を対象に、インタビューを行い、どのような利点があったのか、また問題点があったのか浮き彫りにしていく。</p>

トピックス	豊中市内の大学の地域連携
トピックスの背景	<p>近年、大学では「教育」と「研究」と並ぶ第3の役割として「社会との連携及び貢献」が重視されるようになってきた。地域社会との連携のもとでの大学の教育・研究活動の推進、人的・物的資源の活用、研究成果の社会への還元に積極的に取り組んでいることが求められる。</p> <p>豊中市には大阪大学と大阪音楽大学があり、それぞれの大学がもつ特徴を活かして地域社会と連携し、地域に貢献する活動を行っている。</p> <p>そこで本号では、2つの大学に地域連携のあり方について論じてもらうと同時に、それぞれの大学の取り組みについて紹介していただく。</p>
トピックスの候補	<p>①大阪大学地域連携（産官学）担当者</p> <p>大阪大学は平成23年4月より産学連携本部を設置するなど、理系を中心に産学連携に力を入れている。その取り組みがどのようなものだったのか、両者にどのようなメリットがあったのか紹介いただく。</p> <p>②大阪音楽大学地域連携（産官学）担当者</p> <p>2015年に大阪音楽大学は100周年を迎え、2016年にはミュージックコミュニケーション専攻が新たに設けられる。この専攻のテーマである「音楽で社会と人を結ぶ」には、地域とのよいかかわり方が求められよう。大阪音楽大学がどのような視点から地域との連携を図っていくのかについて紹介いただく。</p>

Ⅲ. 編集スケジュール

7月～8月	9月～10月	11月～12月	1月～2月	3月～
執筆依頼	原稿締め切り ※10月31日頃	校正作業	印刷作業	刊行

[参考]. 過去の特集テーマとトピックス

2014年度機関誌

特集：都市の更新とこれからのまちなか政策

トピックス：豊中に住むということ

2013年度機関誌

特集：都市の地域ブランド戦略

トピックス：様々な主体による活力・魅力向上の取り組み

2012 年度機関誌

特集：地方政府間の広域連携における課題や方策

トピックス：海外における広域連携の現在

2011 年度機関誌

特集：安全・安心システム構築とはなにか

トピックス：大都市圏域における基礎自治体の安全・安心

2010 年度機関誌

特集：地域の再生を論ずる視角

トピックス：地域におけるまちの動向